# 訴 状

令和3年5月21日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 竹 内 明 美

同 船 戸 暖

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

兼業許可申請不許可処分取消等請求事件

訴訟物の価額 1,600,000円

貼用印紙額 13,000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 原告が令和2年11月25日付でした教育公務員特例法17条に基づく兼業 許可申請について、東京都教育委員会が同年12月10日付でした不許可処分 を取り消す
- 2 東京都教育委員会は、原告に対して、原告が令和2年11月25日付でした 教育公務員特例法17条に基づく兼業許可申請についてこれを許可せよ
- 3 被告は、原告に対し、金121万円及びこれに対する令和2年12月10日 から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 4 訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに第3項につき仮執行宣言を求める。

#### 第2 請求原因

1 当事者

被告は、地方自治法180条の5第1項1号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律2条に基づき、東京都教育委員会(以下「都教委」という。)を 設置する地方公共団体である。

#### 2 事実経過

(1) 原告は、本件申請以前の令和2年8月25日、都教委教育長宛に執筆業務に 関する教育公務員特例法17条に基づく兼業許可申請をすべく、所属校の校長 に対し、兼業許可等申請書兼兼業実績報告書(以下「兼業許可申請書」という。 書式内容は甲1と同じである。)を提出した。

同校長は、兼業許可申請書の所属長意見欄に許可相当である旨記載の上、それを都教委に提出した。

- (2) 後に詳述するが、許可申請の対象である兼業の内容は、執筆業務である。 具体的には、原告は以前から、育児休暇を取得して育児を行ったことを中心 とした自身の育児体験を漫画によって表現した作品を制作し(甲2)、それを Twitterなどのソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」とい う。)において発表していたところ、発表作品を単行本化して販売するに当た っての分量の問題から、同じテーマの漫画を追加で執筆するというものである。
- (3) 同年9月2日、(1)で提出した兼業許可申請書がそのまま原告に返戻された。

返戻理由としては、都教委としては許可できないとの判断をするが、所属長が許可相当と意見を述べている申請を不許可にすることはできない、というものであった。

- (4) そこで原告は、原告訴訟代理人弁護士らに相談・依頼の上、令和2年11月 25日、原告訴訟代理人ら作成の意見書を添付して、再度、都教委教育長宛に 執筆業務に関する教育公務員特例法17条に基づく兼業許可申請(以下「本件 申請」という。)を行った(甲1)。
- (5) 同年12月10日、原告は、所属校の校長から本件申請が不許可となった旨告げられた。

これに対して原告は、同校長を通じて都教委に対し、本件申請に対する不許 可処分(以下「本件処分」という。)の内容を明らかにする書面の提出を求め たが、これに対する回答はなかった。

(6) 原告は、令和3年2月18日、東京都人事委員会に対し、本件処分について の審査請求をした(甲3)。

しかし、現在まで審査請求に対する裁決がない。

(7) そこで、原告は本件訴訟を提起した。

なお、本件訴訟においては、(5)において述べた通り本件処分の内用を明らかにする書面の交付を受けていないため、本件処分が令和2年12月10日になされたことを前提とするが、処分日が異なるのであれば被告において明らかにされたい。

- 3 本件処分の違法性(処分取消訴訟及び義務付け訴訟に関して)
- (1) 処分性

兼業は、職業選択の自由(憲法22条1項)に基づき、本来的には個人が自由に行うことのできるものである。

他方で、教育公務員においては、教育を通じて国民全体に奉仕するその職務 と責任の特殊性に基づき、兼業を行うに際しては教育委員会による許可を要す る(教育公務員特例法17条1項)ものとしてこれが制限されている。

したがって、同条項に基づく兼業許可申請に対してこれを不許可とすることは、本来的には自由である兼業について少なくとも申請不許可となった兼業内容については申請者がそれを行う権利を制限するという法的効果を生じさせるものであるといえ、公権力の主体たる公共団体が行う行為のうちその行為によって直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものとして行政庁の処分に当たるというべきであり、本件処分には処分性が認められる。

# (2) 違法事由

# ア 兼業の内容について

まず、本件処分の違法性を論じる前提として、本件申請における兼業の内容等について詳述する。

既に述べたとおり、本件申請における兼業の内容は、漫画の執筆である。また、書籍出版を前提とした執筆であるため、漫画や書籍の内容に関する打合せ や編集・校正された書籍の内容の確認も行う。

執筆する漫画の題材は、申請人の日々の育児であり、いわゆるエッセイ漫画となる。原告が男性であり、今の日本社会においては数としては少ない育児休暇を取得していることから、男性の育児参加という重要な社会問題の一つを描く内容となっている。

原告は、この題材による漫画の執筆を、自身が育児休暇を取得したことをきっかけに個人的な趣味の一環として開始し、前述のとおりTwitterなどのSNS上で「パパ頭」という名義で発表をしていた。それが本件申請におけ

る業務の依頼者である

の編集者の目にとまり、書籍

出版の声が掛かったという経緯がある。したがって、漫画の執筆自体はこれまでも個人的趣味として行ってきたものであり、仮に本件申請が却下されたとしても漫画の執筆自体は引き続き個人的な趣味活動として続けられる見込みである。なお、申立人が本件申請までに行ってきた漫画の執筆にかけていた時間は、後述の予定される業務従事時間と同様であり、週に4~8時間程度であった。

本件申請にかかる兼業に従事するにおいて、予定される作業内容及び時間について述べる。原告による漫画の執筆は、週4日、概ね21時頃から開始し、作業時間は1時間から2時間程度である。漫画や書籍の内容等の出版社との打合せはメール又はウェブ会議によって行われ、いずれの方法による場合も多くは漫画執筆の時間帯において予定作業時間の範囲内で行われる。

# イ 本件申請は許可されるべきであること

#### (ア) 本務との関係について

兼業の許可を受けるに当たっては、兼業の内容である業務が「教育に関する」ものであること、すなわち本務との関連性が必要とされている(教育公務員特例法第17条1項)。もっとも、兼業は本来的には憲法上の権利として自由であるべきであること、兼業許可の是非の問題の本質は後記(イ)で述べる各要件にあること、後述のとおり現代において兼業は積極的に勧奨されていることからすれば、本務関連性についてはこれを広く認めるべきである。

原告は公民科の教員である。高等学校学習指導要領において、公民科の目標として「社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す」ことが掲げられている。

原告の執筆する漫画の重要なテーマは男性の育児参加である。男性の育児参加という問題については、男女共同参画社会の実現に向けて国も長年解決のための取り組みを続けており、近年特に大きな問題になっている働き方改革やジェンダー問題とも深い関係を有する社会の重要課題の一つである。原告の執筆する漫画は、原告自身が育児休暇を取得して積極的に育児参加をしたという体験についてエッセイ漫画の形で表現するものであり、男性の育児参加や育児休暇取得の是非・あり方について原告自身の考えを発表し、男性の育児参加という問題について一つの考え方や視点を提供するものとなっている。

これは、公民科の教育目標との関係でいえば、原告自らが男性の育児参加という社会の重要課題について追及し解決を試みる活動にほかならない。また、漫画という表現手段によって自身の育児参加体験を広く共有し、男性の育児参加の意義を伝え広めるという教育的効果も期待できる。したがって、本件申請における兼業の内容は、教育目標の実践及び男性の育児参加という社会課題についての啓蒙という意味で申請者の本務とは深い関係を有するというべきであり、「教育に関する他の事業若しくは事務」(教育公務員特例法第17条1項)に当たる。

最後に、漫画という表現方法の意義について付言する。現代社会において漫画は大人も含めて幅広い層に親しまれており、教科書においても漫画そのものあるいは漫画的表現を用いたイラストが用いられるなど、現代において漫画は重要な表現方法の一つとなっている。したがって、男性の育児参加という問題について漫画という表現方法によって発表をすることは、子育て世代である若い世代に訴えかける手段としては非常に有効であり、目的達成のために適切な手段であるとというべきである。

## (イ) 兼業を許可しない場合に当たらないこと

本件申請において問題となる教育公務員特例法第17条における許可に関してその事務の取扱いについて定めた学校教員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程(以下「規程」という。)が「兼業を許可しない場合」として第5条各号に定める事由について、本件がいずれにも該当しないことを以下述べる。

## a 1号及び2号について

前述のとおり、本件申請における兼業に従事する時間は、最大でも週8時間 程度であり、時間帯は21時頃から23時頃までの間である。週8時間という 時間は本業に影響を与えるようなものではない。平成31年3月に政府が通知 した国家公務員の兼業許可基準においては兼業時間数について、週8時間以下 かつ平日(勤務日)3時間以下であることが目安とされており(甲4)、申立人 が予定している兼業時間数はこの範囲内である。また、21時から23時とい う時間帯についても、本業の勤務時間外であることは当然であるが、平均的な 成人が活動する時間帯の範囲内であって、この時間帯に兼業に従事することが 本業に大きな影響を及ぼすとはいえない。さらに、業務内容は主として漫画の 執筆である。申立人が育児休暇中に描き始めたものであるが、本業に復帰した 後も個人的な趣味活動として継続的に行ってきたものでもあり、原告の心身に 過大な負荷を与えるようなものではない。なお、申立人は、育児休暇中につい ては当然ながら日中は家事・育児をしていたため漫画の執筆は子が昼寝をして いる時間又は夜の就寝後に行っており、復職後の執筆時間も夜間については同 様の時間帯であるから、執筆時間帯についても育児休暇中から現在まで変わっ ておらず、この観点からも兼業を行うことが特に申立人の負担になるとはいえ ないというべきである。

したがって、兼業に従事することが、原告の本業について職務の遂行に支障

を来したりその能率に悪影響を与えることはなく、規程第5条1号及び2号に は該当しない。

## b 3号及び4号について

及びその役員について、原告や原告の勤務校との 関係はないから、規程第5条3号及び4号には該当しない。

## c 5号について

原告は「パパ頭」というペンネームで活動していることから、書籍の出版においても、「パパ頭」名義で出版する予定である。SNS上における「パパ頭」名義での活動においては、本名や勤務先については一切明かしていない。出版する書籍においても、仮に明らかにするとしてもの教員であるということにとどまる見込みである。

教育公務員であることを明らかにして書籍の出版を行うとしても、前述のとおり原告の執筆する漫画は社会的意義のある内容である。男性の育児休暇の取得については、積極的に取得を促すような法改正が検討されているなど現代においてはむしろ推奨されており、申立人の執筆する漫画の内容は称賛されることはあれ、公務員の信用を傷つけるようなものではない。教育公務員の労働環境が社会問題になっていることからすれば、育児休暇が取得可能であるという点で、労働環境が良好であることを広報する効果もある。また、育児休暇取得と漫画の執筆の関係についても、漫画の内容からすれば申立人が家事・育児において家庭内で中心的役割を果たしていたことは明らかであり、漫画の執筆ばかり行っていたというような誤解を生じさせるようなおそれはない。したがって、公務員であることを明らかにして書籍の出版を行ったとしても、これによって公務員の信用を傷つけることはない。

また、は日本の老舗出版社であって、その事業に 従事する自体により公務員の信用を傷つけるということは想定されない。 よって、規程第5条5号にも該当しない。

## ウ 許可することが望ましいこと

現在、国においては「働き方改革」が推進されており、2018年1月には厚生労働省によって「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が策定されるなど、兼業については積極的な普及促進が図られている。これは民間企業に向けたものにとどまるものではなく、前述のとおり2019年3月には国家公務員の兼業許可基準が明確化されるなど、公務員についても兼業が推奨されているというべきである。このような観点からすれば、兼業を行うことが本業の妨げになるような場合でない限りは、積極的に兼業について許可をすべきであるといえる。

また、個人が兼業を行うことは、兼業を通じて自己を表現する、自己のやりたいことを実現するという自己実現の価値がある。兼業が本業の妨げになるような事情がないにもかかわらず兼業を不許可とすることは、こうした自己実現を妨げ、又は個人の仕事外の能力伸長や研鑽を報酬という形で社会的に評価されることを妨げるという意味で個人の人格的利益の侵害となるというべきである。

したがって、兼業については、本業の妨げになるなどの不許可とすべき積極 的事由のない限り、許可をすべきである。仮に拒否の判断について都教委に一 定の裁量があるとしても、その裁量の幅は狭いというべきである。

#### 工 結論

以上のとおり、兼業許可基準を満たし、また許可をすることが望ましいとい うべき本件において都教委がした本件処分は、許否の判断を誤ったものとして 違法であり、本件申請に対してはこれを許可すべきであることが明らかである というべきである。

#### 4 国家賠償請求訴訟について

都教委の本件申請に対する不許可処分は、東京都という「公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて」なしたものであることは明らかである。

したがって、原告の被告に対する国家賠償法第1条1項に基づく損賠賠償請求において問題となるのは、以下に述べる違法性・過失及び損害の有無である。

#### (1) 違法性・過失

上記3の(2)において述べたとおり、原告の本件申請については不許可とすべき事由が認められない。

そうであるにもかかわらず都教委は本件申請を不許可としたことについては、 拒否の判断について都教委に一定の裁量が認められるとしても、裁量逸脱の違 法があり、違法な不許可処分をしたことに過失があることは明らかである。

#### (2) 損害

#### ア印税

本件申請が許可され、書籍が出版された場合に想定される原告の印税収入は 約60万円であった(甲5)。

したがって、この印税収入60万円は、都教委の違法な不許可処分によって 原告が被った損害である。

## イ 慰謝料

本件申請は、原告にとっては、上記の経済的観点よりも、原告含め漫画を描

く者であれば誰もが憧れる自身の作品の出版という自己実現的価値が重要であった。

また、原告は、 の他にも、有償・無償を問わず漫画執筆の依頼を受けている(甲6)が、本件申請が不許可とされたことから無償であっても依頼を受けることを躊躇せざるを得なくなり、原告の表現の場が不当に狭められている。

このように、原告は違法な本件不許可処分によって重要な人格的利益を侵害 されているというべきであり、原告の被った精神的損害を慰謝するために必要 な賠償金は50万円をくだらない。

## ウ 弁護士費用

上記損害額合計110万円の1割に相当する11万円が違法な本件不許可処分と相当因果関係を有する原告の弁護士費用相当額損害金である。

エ よって、原告は本件不許可処分により121万円の損害を被っている。

## (3) 結論

以上より、原告は、被告に対し、国家賠償法第1条に基づく損害賠償請求と して121万円を請求する権利を有する。

5 よって、原告は請求の趣旨記載の判決を求めるものである。

証拠方法

証拠説明書記載の通り

# 附属書類

1	甲号証写し	各 1	通
2	訴訟委任状	1	通